

令和6年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和6年1月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時55分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者

3番 内 海 則 行

10番 大 矢 和 人

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告9件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告20件)
- 3 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 8 議案第4号 新規就農者の認定について (2件)
- 9 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について (59件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和6年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の清田徳治委員、11番の中丸豊委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、12月12日から1月10日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、3件、5筆、面積は1,443平方メートルでございます。
法第5条につきましては、6件、15筆、面積は6,183.30平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、9件、20筆、面積は7,626.30平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月12日から1月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は20人、筆数は延べ71筆、面積は延べ32,335.93平方メートルでございます。あっせんの希望は、無しが20件でございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果」について御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。土地の所在地は、小野字町屋1筆、登記地目は畑、面積は426平方メートルです。

所有者は、清川村煤ヶ谷にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、当該地は住宅敷地として非農地証明を発行済みであり、現況が非農地であることを確認いたしました。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

続いて、日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、愛名にお住まいのBさん、対象地は愛名字矢塚1筆、登記地目は畑、面積は21平方メートルです。

当該土地は、平成22年頃に車両置場の一部として近隣業者に貸し出し、現在に至っているもので、平成26年に撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、愛甲東1丁目にお住まいのCさん、対象地は愛甲東二丁目1筆、登記地目は田、面積は773平方メートルです。

当該土地は、昭和58年頃まで田として耕作しておりましたが、近隣で石材店を営む業者から石材置場として貸してほしい旨の要望を受け、転圧・整地後、貸し出し、現在に至っているもので、平成21年に撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、下古沢にお住まいのDさん、対象地は下古沢字宮ヶ崎1筆、登記地目は畑、面積は30平方メートルです。

当該土地は、願出人が所有する農地を保護するための土地として長年にわたり利用しており、令和4年に時効取得しておりますが、傾斜がきつく、狭小地であるため、位置、形状、面積等からみて、農地として利用できない土地であることが現況写真からも確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、飯山字西矢崎1筆、現況地目は畑、面積は3,484平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのEさん外2人、受人は鳶尾2丁目にお住まいのFさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び妹の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、七沢字馬場1筆及び同字春米1筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,388平方メートルでございます。

渡人は栄町1丁目にお住まいのGさん、受人は七沢にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、酒井字八木間1筆、現況地目は畑、面積は99平方メートルでございます。

渡人は愛甲3丁目にお住まいのIさん、受人は酒井にお住まいのJさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、下古沢字宮ヶ崎1筆、現況地目は畑、面積は46平方メートルでございます。

渡人は宮の里4丁目にお住まいのKさん、受人は下古沢にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人の1人です。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、温水字八反田2筆及び同字浅間山1筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,986平方メートルでございます。

渡人は温水西2丁目にお住まいのMさん、受人は戸室2丁目にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

なお、1番から5番の全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、飯山字中千頭1筆、登記地目は畑、面積は196平方メートルです。

申請人は横浜市港北区箕輪町2丁目にお住まいのOさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

厚木市内で介護保険法に基づく支援サービスを行っているP株式会社から従業員及び通所者の駐車場用地として借用したい要望を受け、申請されました。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請地の北東側及び南西側は道路、南東側は申請者が所有している山林、北西側は駐車場に接しております。

南東側の自己所有している山林の一部に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし駐車場として利用する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、南東側にCB1段積み及びフェンスを設置し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

また北西側は隣地との高低差により土砂・雨水及び表流水の流出が防止されるものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程7、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、愛甲東二丁目4筆、登記地目は畑及び田、合計面積は1,684平方メートルです。

受人は酒井のQ株式会社、代表取締役Rさん、渡人は愛甲東1丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口が存する第3種農地です。

受人は首都圏から全国へ食品輸送の運送業を営む法人で、現在首都圏近郊への配送の増加し燃料費の価格高騰状況でのコスト削減のため、首都圏にある車両16台を厚木営業所へ移動する目的で申請されました。

申請地の東側、西側及び北側は道路、南側は資材置場に接しております。

東側及び北側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、16台分のトラック駐車スペースを設置する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、西側はCB2段積みを新設し土砂・雨水及び表流水の流出を

防止するものです。

また、東側、南側及び北側は既存R C擁壁の存在により土砂・雨水及び表流水の流出が防止されるものです。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下依知字寺前1筆、登記地目は田、面積は1,090平方メートルです。

受人は飯山南2丁目にお住まいのTさん、渡人は金田にお住まいのUさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に依知南地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は神奈川県内で土木業を営む法人で、現在使用している施設はなく、業務に支障をきたしているため申請されました。

申請地の東側及び西側は田、南側は水路、北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、単管パイプ、CBブロック等の土木資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、単管パイプ及びサイディング横張を新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、下依知字寺前2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,982平方メートルです。

受人は横浜市鶴見区鶴見中央5丁目のV株式会社、代表取締役Wさん、渡人は金田にお住まいのUさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に依知南地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は神奈川県内で建築業を営む法人で、受注が増えている状況化で、現在使用している置場はなく業務に支障をきたしているため申請されました。

三田地内に工場を構えており、鋼板の置場として利用を考えております。

申請地の東側は駐車場、西側は水路、南側は道路、北側は水路に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧、砕石敷きし、鋼板等の資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側は単管パイプ及び鋼板柵を設置、北側はCB2段積みを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

1番から3番について、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上委員>

1点目は、申請敷地と水路の間に生えてくる雑草の管理について、申請人に指導をお願いします。

2点目は、U型側溝新設やグレーチングの打ち直しについて、出入口のみでなく、前面道路全体を打ち直すよう、まちづくり指導課に要望してほしい。

<農地管理係主事>

市の担当課に伝えさせていただきます。

<井上委員>

よろしくお願いします。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程8、議案第4号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第4号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

申請人は、恩名5丁目にお住まいのXさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

Xさんは、年間を通して、露地野菜を栽培し、新鮮で安心な野菜を消費者に提供したいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程9、「議案第5号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、中荻野字広町1筆、現況地目は田、面積は1,309平方メートルでございます。

通作距離は、約6.4キロ、車で13分ほどでございます。

春夏は、トマト、ナス、キュウリ、サツマイモ、サトイモ等、秋冬は、ダイコン、カブ、ハクサイ等の育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

2番でございます。

申請人は、恩名3丁目にお住まいのYさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

Yさんは、厚木市に住んで以来20年間、家庭菜園で野菜を栽培しており、退職を機に、育てた野菜を多くの方に販売したいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程9、「議案第5号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、三田字宮ノ上1筆、現況地目は畑、面積は972平方メートルでございます。

通作距離は、約8キロ、車で20分ほどでございます。

春夏は、サツマイモ、サトイモ、落花生等、秋冬は、ジャガイモ、ダイコン、タマネギ、ホウレンソウ等の育成を予定しておられます。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第4号「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第4号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程9、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1番から59番までの合計集積面積は、86,681.66平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が51件、99筆、74,651.96平方メートル、賃借権が8件、18筆、12,029.70平方メートルです。

地目別では、田が77筆、54,937平方メートル、畑が40筆、31,744.66平方メートルです。

利用目的別では、水稻が38件、普通畑が19件、水稻及び普通畑が1件、果樹が1件です。

契約期間別では、3年間で52件、6年間で6件、9年間で1件、新規設定は35件、更新設定は24件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上委員>

農地流動化奨励金は3年間で1万円でしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

貸付期間3年間、100平方メートルあたり1,000円になります。

<井上委員>

労働量の観点から、賃借人と賃貸人で奨励金額を分けるべきではないか。

<都市農業支援担当主幹>

所管の農業政策課に農業委員会の意見として要望を検討いたします。

<井上委員>

よろしく申し上げます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和6年1月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
